

沖縄県立芸術大学空調設備改修工事設計業務委託契約書（案）

公立大学法人沖縄県立芸術大学 理事長 波多野 泉（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は次の条項に基づき、沖縄県立芸術大学空調設備改修工事設計業務委託契約を締結する。

（業務の対象）

第1条 業務の対象は、沖縄県立芸術大学首里当蔵キャンパスの管理棟・一般教育棟とする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結日の翌日から120日間とする。

（委託の内容）

第3条 乙は、別紙仕様書に基づき、設計業務を行なわなければならない。

なお、仕様書に明示されない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（委託料）

第4条 本契約に基づく委託料は、全期間の総額として¥ ーとする。

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、¥ ー）

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 消費税額及び地方消費税額は、税率に変動がある場合は甲乙協議の上、改定する。

（検査及び引渡し）

第5条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの下、設計仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

（業務委託料の支払い）

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌月末までに業務委託料を支払わなければならない。

(契約保証金)

第7条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を公立大学法人沖縄県立芸術大学契約事務取扱規程第28条第1項3号により、免除とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲り渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託又は代行させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保全)

第10条 乙及び乙の従事者は、委託業務処理上知り得た秘密を他人に洩らしてはならない。

(緊急時等の措置)

第11条 乙は、業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ、甲の指示を求めなければならない。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りでない。
2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置について、速やかに、甲に報告しなければならない。

(業務内容の変更)

第12条 甲は、必要に応じ委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。
- (4) 契約締結後の事情により、委託業務を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (6) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (10) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (11) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、前項第1号から第4号の定めにより、この契約を解除しようとするときは、乙に対し、その旨を2ヶ月前に通知しなければならない。
また、前項第5号から第11号の定めにより、この契約を解除しようとするときはただちに解除できるものとする。
- 3 甲は、第1項第1号から第3号までの定めにより、当該契約を解除する場合は、違約金として第4条第1項に定める契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。ただし、履行済みの分に相応する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負わなければならない。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときもまた同様とする。

(協議事項)

第15条 甲及び乙は、相互に協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、この契約の履行について生じた疑義又は定めのない事項については、法令その他慣習に従うほか、甲乙協議して決定するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 乙及び乙の従事者は、委託業務処理上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
なお、乙及び乙の従事者は沖縄県個人情報保護条例の適用対象となる。

(関係法令の遵守)

第17条 乙は労働基準法や最低賃金法等労働関係法を遵守すること。

- 2 前項に伴い甲は、必要があると認めるときは、乙に対して調査又は、報告を求めることが出来る。乙は甲の求めに対し、委託事業に係る経費について帳簿を備え、収入支出の額を記載した出納を明らかにしておかなければならない。

この契約を証するため、本契約書2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年〇月〇日

甲 沖縄県那覇市首里当蔵町1丁目4番地
公立大学法人 沖縄県立芸術大学
理事長 波多野 泉

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇